

一般国道1号（箱根新道）に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道1号（箱根新道）に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙4を次のとおり改める。

(協定第 8 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	288百万円	34百万円	99百万円	55百万円	44百万円
H 1 9	317百万円	55百万円	160百万円	89百万円	71百万円
H 2 0	312百万円	21百万円	60百万円	33百万円	27百万円
H 2 1	303百万円	15百万円	45百万円	25百万円	20百万円
H 2 2	250百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円
H 2 3	131百万円	14百万円	41百万円	23百万円	18百万円

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 1 8 年 9 月 2 1 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

中日本高速道路株式会社
代表取締役会長 矢 野 弘 典